



# 新津商工会議所

NO. 236-1 2006年 2月21日

## CCI EXPRESS

NIITSU CHAMBER OF COMMERCE AND INDUSTRY

TEL 22-0121 FAX 25-2332

Email: n-cci@fsinet.or.jp

URL: http://www.niitsu.or.jp/

### ☆ 講演会のご案内 ☆

- ・日時 平成18年3月24日(金) 16:00~17:00
- ・場所 一楽ホール TEL 22-3155 (新津本町2-7-10)
- ・テーマ 「スポーツを通じた地域活性化策」
- ・講師 学校法人 新潟総合学院 理事長 池田 弘 氏
- ・定員 100名 (定員になり次第締め切り)
- ・聴講料 無料
- ※当日は、臨時議員総会が14:45から開催され、その後から講演会になります。
- ・申込み 新津商工会議所事務局

### 国の「教育貸付」 申込み受付中!

利用できる方 ※合格発表前でも申込み可  
高校・大学等に入学、在学中の保護者で、  
年収が990万円以内の方  
(事業所得者については770万円以下の方)

ご融資額 学生・生徒1人につき、  
200万円以内

ご返済期間 10年以内

利率 年1.85% (固定)

ご用途 入学時・在学中に必要な費用

《お問い合わせ先》  
国民生活金融公庫新潟支店 (TEL025-228-2152)  
または当所 (TEL22-0121)へ

### 掛金が安く、事故処理を安心して 委せられる自動車共済

- 特色
- ★自動車共済は全国組織で、事故処理サービスが行き届いています。
  - ★他社の無事故割引(等級)は継続して適用します。
  - ★掛金は、他社に比べ割安です。
  - ★7等級以上の契約を無事故で継続の場合は掛金の3%割戻しが受けられます。
  - ★経費の節約に役立ちます。
- 見積提案サービス
- 新規、増車契約又は他社満期契約がありましたら、お気軽にお申し付けいただければ見積書を作成いたします。



### 当商工会議所各相談会

- 国民生活金融公庫定例相談会  
3月14日(火)・4月11日(火)
- 新潟県信用保証協会定例相談会  
3月7日(火)・4月4日(火)
- 情報化相談日  
3月10日(金)・4月14日(金)
- 年金保険無料相談日  
3月16日(木)・4月20日(木)

## 新潟市制度融資の概要

(平成18年2月21日現在)

地方産業育成資金	1,000万円	運転設備	5年7年	保証付 1.95% 保証無 2.45%
一般融資	2,000万円	運転設備	7~8年	保証付 2.05% 保証無 2.55%
夏期・年末資金	700万円	運転	6ヶ月	保証付 1.75% 保証無 2.25%
商店街等活性化対策資金	資金用途等により異なる	運転設備	7年	保証付 1.90% 保証無 2.40%
無担保無保証人融資	1,000万円	運転設備	7~10年	2.05%
工場等新增設資金	2億円	設備	7~12年	保証付 1.90% 保証無 2.40%
設備近代化資金	8,000万円	設備	7~12年	保証付 1.90% 保証無 2.40%
中小企業業振興資金	1億5千万円	運転設備貸	1年~	年数により異なる
中小企業業近代化資金	総投資額の30%以内	設備	金融機関の定めるところによる	申請時の長期プライムレートで算出
中小企業業共同施設資金	総投資額で定めた割合以内	設備		
中小企業業開業資金	1,000万円	運転設備	5~10年	2.25%
人材確保・時短促進資金	5,000万円	設備	7年	保証付 1.90% 保証無 2.40%
経営支援特別融資	3,000万円	運転	9年	保証付 1.90% 保証無 2.40%
中小企業業資金繰り円滑化借換融資	3,000万円	既往市制度融資借入金返済	10年	1.90%

### 国民生活金融公庫融資概要

普通貸付	4,800万円	運転設備	5年 10年	2.00% (運) 2.05% (設)
教育貸付	200万円	教育資金	10年	1.85%
経営改善貸付	550万円	運転設備	5年 7年	1.70%

【新潟市制度融資の受付は、新潟市新津支所か当所(当所は地方産業育成資金・一般融資・無担保無保証人融資のみ)、夏期・年末資金は取引銀行まで。国民生活金融公庫の申込は当所か公庫新潟支店 (TEL025-228-2152) まで】

好評受付中!

資料準備の都合上お申込みいただいています。  
申し込まれた方は直接会場へおいでください。

### 経営に活かす決算書の見方!

決算書は、すべての思いを実現するための、皆様の武器になります。  
本セミナーは、基本的な事項を中心に解説し、経営に必ず役立つ内容です。  
是非ご参加下さい。

- 日時 2月24日(金) 13:30~15:30
- 対象者 経営者・財務担当者等
- 会場 新津地域保健センター (新潟市程島1979-4)
- 講師 武田中小企業診断士 社会保険労務士事務所 武田 浩昭 氏
- 受講料 無料
- 申込先 新津商工会議所 TEL 22-0121 FAX 25-2332



(記: 平野)



新津商工会議所

NO. 236-2 2006年 2月21日

CCI EXPRESS

NIITSU CHAMBER OF COMMERCE AND INDUSTRY

TEL 22-0121 FAX 25-2332  
Email: n-cci@fsinet.or.jp  
URL: http://www.niitsu.or.jp/

労働保険・社会保険

## なんでも個別相談会

- 日時 4月6日(木)～4月7日(金)  
9:00～16:00
- 場所 新津商工会議所 3階ホール  
相談員 専門相談員等
- 主な相談受付項目
  - ①労働保険年度更新申告手続き等
  - ②雇用保険、労災保険に関すること
  - ③年金、健康保険に関すること
  - ④労働基準法に関すること
  - ⑤雇入、解雇、退職、賃金等に関すること
  - ⑥その他(労働、社会保険問題全般)



## 3月パソコン講座 開催スケジュール(定員12名)

- ・表計算(初級)コース  
3月28日(火)～30日(木) 14:00～
- ・初歩の初歩コース  
3月28日(火)～30日(木) 18:00～

※各コース共に受講料とテキスト代が掛かります。

## 確定申告はお早めに!

### 青色申告個別相談会開催

月日	時間	会場
所得税 3月6日(月) ～ 3月10日(金)	9:00 ～12:00 13:00 ～16:00	新津商工会議所 3Fホール
消費税 3月22日(水) 23日(木) 24日(金)	10:00 ～12:00 13:00 ～16:00	

本町3丁目無料駐車券(1時間)発行します

#### ー本年のご注意ー

- 1 老年者控除(50万円)が廃止となりました。
- 2 国民年金の控除証明書の添付が必要です。
- 3 青色申告特別控除の経過措置(45万円控除)が廃止されました。

- ・時間予約ははじめましたのでご利用ください。
- ・わかるところは記入してきてください。
- ・不明な点や持参書類等お問い合わせください
- ・お気軽にご利用ください。



なお、若干の手数料をいただきますのでご了承ください。(記:平野)

本年は、改正消費税法の施行により平成15年課税売上高が1,000万円を超えて新たに課税業者になった方々の最初の申告となります。

## 消費税の税額の計算について

消費税の計算方法には「本則課税制度」と「簡易課税制度」の2種類があります。「簡易課税制度」を選択する場合は事前に「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出が必要です。

計算方法  
1

### 納付税額の計算(本則課税制度)

課税事業者の納付する消費税額は、原則として課税期間の売上げに対する消費税額から仕入に含まれる消費税額を控除した金額となります。

#### 国税の消費税(4%)の計算

納付税額	=	売上げに対する消費税額 (課税期間の課税売上高)×4%	-	仕入に含まれる消費税額 (課税期間の課税仕入高)×4%
------	---	--------------------------------	---	--------------------------------

(注) 課税期間の課税売上高および課税仕入高は、消費税と地方消費税に相当する金額を除いた金額です。

計算方法  
2

### 簡易な計算方法(簡易課税制度)

基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は、課税売上高から納付税額を計算できる「簡易課税制度」の選択ができます。

納付税額は、事業の種類ごとに定められた「みなし仕入率」を、売上げに対する消費税額にかけたものを仕入に含まれる消費税とみなして計算します。

#### 国税の消費税(4%)の計算

納付税額	=	売上げに対する消費税額 (課税期間の課税売上高)×4%	-	仕入に含まれる消費税額 (課税期間の課税売上高)×4%× <sup>みなし</sup> 仕入率
------	---	--------------------------------	---	--

#### みなし仕入率

第1種事業(卸売業)	第2種事業(小売業)	第3種事業(製造業等) 農林・漁業、建設業、製造業など	第4種事業(その他) 飲食業、金融・保険業など	第5種事業(サービス業) 運輸・通信業、不動産、サービス業
90%	80%	70%	60%	50%

(注) 複数の事業を営んでいる場合、原則として事業の種類ごとの売上げに対する消費税額にみなし仕入率をかけた金額の合計額が、仕入に含まれる消費税額とみなされます。

地方消費税額の計算

$$\text{納付税額} = \text{消費税の納付税額} \times 25\% \quad (\text{計算方法1もしくは2で計算された納付税額})$$

消費税の計算は、まず国税の4%分を算出し、その国税の25%  
(4%×25%=1%)分の地方消費税を計算します。  
したがって、消費税と地方消費税を合わせて5%となります。